

申請は、電子申請のみ受け付けます

募集期間

令和4年11月2日(水)9時30分～11月16日(水)

※先着順、予算(4億5,000万円)に達した場合は、期間内であっても受付を終了しますのでご注意ください。

省エネ設備更新緊急支援事業費補助金（事業者向け）

中小企業者が行う、省エネ設備への更新に要する経費の一部を助成します

補助対象者

1事業者1回限り

県内に事務所・事業所を有する中小企業者（小規模事業者、個人事業主を含む）

※農業、林業、漁業、医療・福祉など一部対象外の業種があります。

※原則として他の補助金と重複申請はできません。ただし、市町村等の補助金において、本補助金との併用が認められている場合はこの限りではありません。

補助対象設備

省エネ又は高効率効果が、既存設備と比較し5%以上見込まれると、第三者（原則として、設備メーカー又は納入業者）により証明された設備

※既存設備の更新に限ります（新たな設備の導入は本補助金の対象外）。

◆対象設備（例）

空調・エアコン、ボイラ、照明設備（LED照明含む）、工作機械、プレス機械、プラスチック加工機械、冷凍・冷蔵設備、厨房機器 等

補助率等

補助率	2 / 3 以内
補助限度額	製造業 200万円（下限20万円） 非製造業 100万円（下限10万円）

事業の詳細については...

要綱・申請書様式等を
県HPに掲載しています。

☞ 美の国あきたネット

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/68155>



秋田県中小企業応援キャラクター

「がんばっけさん」

補助期間

令和4年6月21日から令和5年1月31日まで

※補助期間内に、発注や契約を行い、納品・支払いまでを完了するものが対象です。

■問い合わせ先

省エネ設備更新緊急支援事業コールセンター（省エネ補助金コールセンター）

電話番号：018-860-5166

受付時間：9時30分～16時（土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

※10月13日（木）午前9時30分から問い合わせ可能です。

補助対象経費

- ・省エネルギー等に資する設備への更新に係る費用（購入費、据付工事費）
- ・上記の設備の更新に伴う既存設備の撤去に係る費用（撤去工事費、処分費）

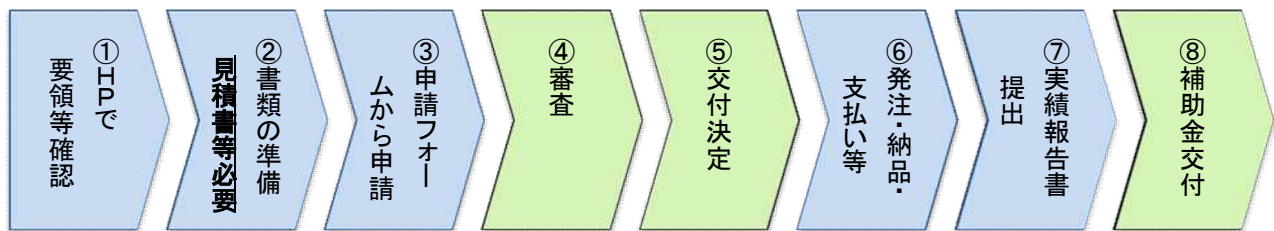
※据付工事費や既存設備の撤去工事費・処分費は、総事業費の50%を上限として対象になります。ただし、省エネ設備への更新のために必要と認められる範囲に限ります。

申請から補助金交付までの流れ

申請者側の手続（青色）

県側の手続（緑色）

(1) 申請パターン【例1】 交付決定日以降に設備購入の発注や契約を行う場合

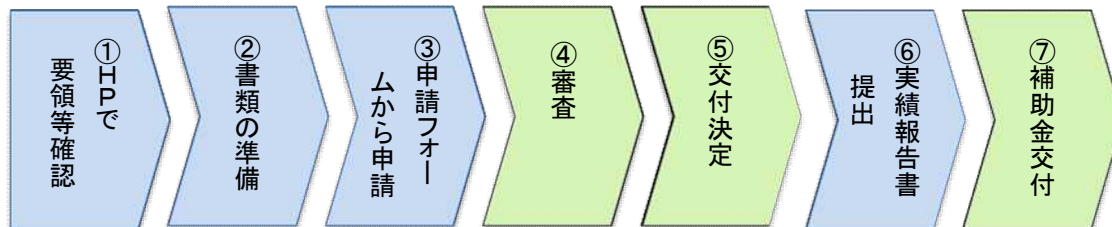


【注意】

補助金の交付決定前に事業を着手（発注や契約）することも可能ですが、当該着手については、県は一切の責任を負わず、当該着手に係る全ての損失等は、申請者自らの責任であることを了知して着手するものとします。

(2) 申請パターン【例2】 既に設備の納品・支払いを終えている場合

※6月21日以降に発注や契約をしているものに限りません。



※この他にも申請パターンがありますので、ご不明な点はコールセンターへお問い合わせください。

※購入済、未購入にかかわらず、先着順となりますのでご注意ください。

申請方法

11/2(水)
9:30~
利用可

「秋田県電子申請・届出サービス」を利用して電子申請を行ってください。

「秋田県電子申請・届出サービス」サイトへアクセスいただき、検索キーワード欄に当該補助金名を入力して申請手続きを行ってください。

「製造業」と「非製造業」の2種類がありますので、該当する区分で、申請手続きをお願いします。

※必要書類を準備した上で申請してください。不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。

※郵送や持参による申請は受け付けません。

※パソコン等をお持ちでない方は、コールセンターへお問い合わせください。